

長野県環境審議会第6期野尻湖水質保全計画策定専門委員会運営要領

(委員会の構成)

第1 長野県環境審議会第6期野尻湖水質保全計画策定専門委員会（以下「専門委員会」という。）は、長野県環境基本条例第29条第3項の規定により任命された専門委員（以下「委員」という。）で構成する。

(任務)

第2 専門委員会は、第6期野尻湖水質保全計画の策定に関し、必要な調査、検討を行う。

(委員長の選任)

第3 専門委員会には委員長を置き、委員の互選により選任する。

(会議)

第4 専門委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席をもって開催する。

(報告)

第5 専門委員会は、長野県環境審議会会長に対し、書面をもって調査検討結果を報告する。

(運営)

第6 専門委員会は、国の地方行政機関の職員等必要と認められる者の出席を求め、意見、助言を得ることができる。

2 専門委員会の事務局は、長野県環境部水大気環境課に置く。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会において定める。

附 則

この要領は、令和元年6月6日から施行する。